○法務省令第八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十五日

法務大臣　上川　陽子

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則（平成十八年法務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（実質的支配者等） **第一条**　［略］ ［一・二　略］ 三　前号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下第六号、次条及び第五条第五号において同じ。）とする者 ［四～十二　略］ （認証申請書のその他の添付書類） **第六条**　［略］ ［一・二　略］ 2　［略］ ［一・二　略］ ［号を削る。］ 三・四　［略］	（実質的支配者等） **第一条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　前号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下第六号、次条、第五条第五号及び第六条第二項第三号において同じ。）とする者 ［四～十二　同上］ （認証申請書のその他の添付書類） **第六条**　［同上］ ［一・二　同上］ 2　［同上］ ［一・二　同上］ 三　認証申請書に押された申請者（個人に限る。）又は申請者（個人を除く。）の代表者の印鑑の証明書 四・五　［同上］

［別紙様式第１号第２面～第８面　略］

別紙様式第１号（第４条関係）　（第１面）

年　月　日

法務大臣　殿

郵便番号　－

申請者　住　所

電話番号（　）　－

氏名又は名称

代表者又は管理人の氏名

認証申請書

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第５条の規定により，民間紛争解決手続の業務の認証を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は，事実に相違ありません。

注１．不要な字句は消して使用すること。
　２．用紙の大きさは，日本産業規格Ａ列４番とすること。

［別紙様式第１号第２面～第８面　同上］

別紙様式第１号（第４条関係）　（第１面）

年　月　日

法務大臣　殿

郵便番号　－

申請者　住　所

電話番号（　）　－

氏名又は名称　印

代表者又は管理人の氏名　印

認証申請書

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第５条の規定により，民間紛争解決手続の業務の認証を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は，事実に相違ありません。

注１．不要な字句は消して使用すること。
　２．用紙の大きさは，日本産業規格Ａ列４番とすること。